

平成28年 第2回

# 南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成 28 年第 2 回南会津町議会臨時会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 28 年 5 月 13 日 (金曜日) 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 専決第 2 号 工事請負契約の一部変更について (町道大新田 1 号線南郷橋下部工工事)
- 専決第 3 号 和解について
- 専決第 16 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 4 議案第 54 号 専決処分について
- 専決第 4 号 南会津町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第 5 号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 専決第 6 号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 専決第 7 号 南会津町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
- 専決第 8 号 平成 27 年度南会津町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 専決第 9 号 平成 27 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 専決第 10 号 平成 27 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 専決第 11 号 平成 27 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 専決第 12 号 平成 27 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 専決第 13 号 平成 27 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 専決第 14 号 平成 27 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 7 号)

日程第 5 議案第 5 5 号 専決処分について

専決第 1 5 号 裁判上の和解について

日程第 6 議案第 5 6 号 工事請負契約について（平成 2 7 年災町道東 1 0 6 号線道路災害復旧工事）

日程第 7 議案第 5 7 号 工事請負契約について（平成 2 7 年災町道川島・藤生線道路災害復旧工事）

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（18名）

1 番	貝 田 美 郎	議 員	2 番	森 秀 一	議 員
3 番	丸 山 陽 子	議 員	4 番	渡 部 訓 正	議 員
5 番	室 井 英 雄	議 員	6 番	湯 田 良 一	議 員
7 番	大 桃 英 樹	議 員	8 番	湯 田 賢 太 朗	議 員
9 番	湯 田 哲	議 員	1 0 番	楠 正 次	議 員
1 1 番	山 内 政	議 員	1 2 番	高 野 精 一	議 員
1 3 番	星 光 久	議 員	1 4 番	菅 家 幸 弘	議 員
1 5 番	阿久津 梅 夫	議 員	1 6 番	星 登 志 一	議 員
1 7 番	室 井 嘉 吉	議 員	1 8 番	五十嵐 司	議 員

## 欠席議員（なし）

## 説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 龍 一	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
渡 部 正 義	総 合 政 策 課 長	居 倉 雅 彦	税 務 課 長
梅 宮 昭 広	住 民 生 活 課 長	渡 部 浩 治	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	相 原 盛 隆	商 工 観 光 課 長
阿久津 弘 典	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長

穴戸英樹	会計室長	五十嵐 小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星 不二夫	生涯学習課長
長沼 豊	館岩総合支所長	星 正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

**事務局職員出席者**

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

◇

◎異動職員の紹介及び挨拶

○五十嵐 司議長 おはようございます。

本日は大変ご苦勞さまです。

本日は、4月1日付の定期人事異動後における初の議会であります。4月1日付の定期人事異動による異動職員の紹介をお願いします。

まず、議会事務局の紹介をお願いします。

議会事務局長。

○馬場秀成議会事務局長 学校教育課長から異動となりました議会事務局長の馬場秀成です。どうぞよろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 次に、執行部の方々の紹介をお願いします。

副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうから異動職員についてご紹介をさせていただきます。

南郷総合支所長から異動となりました参事兼住民生活課長の梅宮昭広です。

○梅宮昭広住民生活課長 よろしくをお願いします。

○渡部龍一副町長 税務課長補佐から昇格となりました税務課長、居倉雅彦です。

○居倉雅彦税務課長 よろしくをお願いします。

○渡部龍一副町長 伊南総合支所長から異動となりました会計管理者兼参事兼会計室長の宍戸英樹です。

○宍戸英樹会計室長 よろしくをお願いします。

○渡部龍一副町長 商工観光課長補佐から昇格となりました農業委員会事務局長、五十嵐小一郎です。

○五十嵐小一郎農業委員会事務局長 よろしくをお願いします。

○渡部龍一副町長 住民生活課長から異動となりました総合政策課長、渡部正義です。

○渡部正義総合政策課長 よろしくお願いいたします。

○渡部龍一副町長 会計管理者兼会計室長より異動となりました学校教育課長、芳賀美恵子です。

○芳賀美恵子学校教育課長 よろしくをお願いします。

○渡部龍一副町長 農業委員会事務局長より異動となりました伊南総合支所長、星正信です。

○星 正信伊南総合支所長 よろしくお願ひします。

○渡部龍一副町長 総務課主幹兼補佐より昇格となりました南郷総合支所長、馬場宗一です。

○馬場宗一南郷総合支所長 よろしくお願ひします。

○渡部龍一副町長 以上、ご紹介申し上げました。よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 ここで、私から報告させていただきます。

去る5月9日に開催されました福島県町村議会議長会理事・監事合同会議において、会長補欠選挙が行われ、私が会長に選任されました。町村自治振興発展のために精いっぱい努力をする所存でございます。今後とも、皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願ひいたします。

これをもちまして、異動職員の紹介を終わります。



開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○五十嵐 司議長 それでは、ただいまより平成28年第2回南会津町議会臨時会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時28分

○五十嵐 司議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、湯田賢太郎君、16番、星登志一を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○五十嵐 司議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

---

◇

◎報告第2号の報告、質疑

○五十嵐 司議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題になります日程第3、報告第2号から日程第7、議案第57号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定によりその発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力をお願いいたします。

次に、日程第3、報告第2号 専決処分報告について、専決第2号 工事請負契約の一部変更について（町道大新田1号線南郷橋下部工工事）、専決第3号 和解について、専決第16号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 平成28年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと多忙のところをご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案の提出理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第2号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は平成27年6月19日付で南総建株式会社との間に契約した社会資本整備総合交付金事業、町道大新田1号線南郷橋下部工工事の請負契約について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を83万2,680円を増額し6,034万680円とするものでありまして、変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第3号 和解についてであります。

和解についてであります。本件は、本年2月24日午後5時5分ごろ、会津若松市河東町八田高塚地内の県道64号線において、渋滞で停車している町有車が相手車に追突され、町有車が損傷を受けたものでありまして、過失割合を相手方100%とすることで協議が調い、町の損害額4万4,755円を相手方が負担することで合意しましたので、和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第16号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年1月25日午前5時10分ごろ、南会津町田島字会下甲3316番地地内の町立田島小学校駐車場において、町有車が除雪作業中に、校門入り口にある桜の木に積もった雪が除雪車のフロントガラスに落ちたため前方が見えなくなり、前方にあった東北電力株式会社所有の電力柱に接触し損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金38万3,055円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第4、議案第54号 専決処分について、専決第4号 南会津町税条例等の一部を改正する条例、専決第5号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例、専決第6号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例、専決第7号 南会津町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例、専決第8号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第7号）、専決第9号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、専決第10号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第11号 平成27年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第12号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、専決第13号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、専決第14号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第54号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴う関係税条例等の一部改正及び平成27年度各会計の最終補正予算について専決処分したものであります。

初めに、専決第4号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の関係法令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、軽自動車税について環境性能割を新たに規定し、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するとともに、納税義務者、税率等について定めることなどであります。

次に、専決第5号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税特別措置条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、固定資産税の課税免除または不均一課税の企業立地促進法に基づく基本計画の同意日を、平成28年3月31日から平成29年3月31日まで1年間延長するものであります。

次に、専決第6号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、固定資産税の課税免除または不均一課税の東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画認定日を、平成28年3月31日から平成29年3月31日まで延長するものであります。

次に、専決第7号 南会津町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、南会津町固定資産評価審査委員会条例及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、規定の整理を行うとともに、引用規定を改めるものであります。

次に、専決第8号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,235万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ157億799万1,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、国庫支出金等を追加する一方、事業の確定見込み等により県支出金、繰入金、町債等を減額したものであります。

一方、歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正を初め、合併10周年記念事業実行

委員会補助金、地域おこし協力隊関連経費、民生費、緊急雇用対策費、農業及び林業振興費、災害復旧費等の確定及び実績等により整理・補正するとともに、公共施設等整備基金及び減債基金への積立金等の追加補正でありまして、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

また、繰越明許費の追加及び変更と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第9号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ172万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,241万4,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより国民健康保険税、国県支出金等を追加する一方、療養給付費交付金繰入金を減額したものでありまして、歳出では、総務費、保険給付費、保険事業費を減額する一方、予備費を追加補正するものであります。

次に、専決第10号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ556万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,158万8,000円としたものであります。

補正の内容は、歳入では、保険料の収入見込み、歳出補正に伴う繰入金及び健康診査事業の受託収入の確定見込みによる減額補正でありまして、歳出では、後期高齢者医療広域連合負担金、保健事業費等の実績見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第11号 平成27年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ586万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,710万円としたものであります。

歳入では、保険料、国県支出金の収入見込みに伴い追加する一方、歳出の補正額に対応して一般会計繰入金を減額したものであります。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費等の確定見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を基金積立金等で措置したものであります。

次に、専決第12号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ272万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

1億6,845万4,000円としたものであります。

歳入では、使用料及び手数料の収入見込みに伴い減額するほか、歳出の補正額に対応して一般会計繰入金を減額したものであります。歳出では、施設管理費の減額補正であります。

次に、専決第13号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ225万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,985万6,000円としたものであります。

歳出では、維持管理費及び新設改良費の確定見込みにより関連経費を減額補正するものでありまして、歳出の減額に対応して、歳入では一般会計繰入金を減額するほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料について確定見込みによりそれぞれ補正したものであります。

次に、専決第14号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ684万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,641万4,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、水道使用料の収入見込みにより使用料及び手数料を減額補正するほか、現年災害復旧事業の確定見込みにより国庫支出金を減額補正いたしました。一方、歳出の補正は、一般管理費、維持管理費の確定見込みによる減額補正が主な内容であります。

以上、専決処分いたしました11件につきましてご説明を申し上げましたので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠正次議員 条例改正の説明書の中でちょっとお聞きしたいんですけども、24ページから25ページにつながる15条の2と15条の5の部分について、環境性能割のこの賦課の部分なんですけれども、この中身といいますか、どのように変わるのかという、その環境性能割の部分の部分をちょっと説明いただきたいと思います。1点目ですね。1点ずつお願いします。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えいたします。

環境性能割のおただしでございますが、今回の平成28年度地方税法の改正におきまして、新たに29年4月から軽自動車に対しても環境性能割というのを課税することになりました。

その中身につきましては、現在の自動車にだけ課税している自動車取得税、これを29年3月に廃止します。それで、新たに29年4月から自動車と軽自動車双方に、両方に対して環境性能割というのを課税されます。それにつきましては、その支出につきましては、消費税の改正が来年の4月からあるんですが、その改正とあわせて、軽自動車に対して今まで取得税を課税していなかったということで、軽自動車はかなりふえています。それで、価格も自動車とそんなに変わらないということで、軽自動車に対して取得に対する環境性能割を課税するということで地方税法の改正がありました。

なお、環境性能割の納税義務者は、今申し上げましたとおりに、軽自動車を新たに取得した場合です。新車、中古車にかかわらずです。29年4月1日からです。

それで、税率等についてはこの条例の中にありますが、1%、2%、3%ということで、その燃費性能割によってちょっと税率が違うんですが、そのような形になっております。

なお、軽自動車の、今、電気自動車とかプラグインハイブリッド車というのは、地方税法の中では非課税措置ということになっておりますので、このような形が環境性能割につきましてはの説明でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 ハイブリッドとかプラグインは除くということであると、その性能は燃料の種類とかそういうことなのか、そこの部分はわかりますか。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えします。

環境性能割の税率でございますが、まず、1%の、100分の1の分につきましては、平成32年燃費基準プラス10%達成車ということになっております。それから、次に100分の2、2%の課税につきましては、平成27年燃費基準を達成してプラス10%の達成車。それ以外につきましては、100分の3ということとなっております。

以上であります。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 燃費基準というのは、リッター当たり何キロ走るかという決まりがあって、それを今あるリッター何キロというのを10%よくなったものというような考えでよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えします。

燃費基準達成というのは、平成32年の燃費基準というのがありまして、それにプラス10%を達成した軽自動車ということでございます。それと、平成27年の燃費基準にプラス10%達成車と。その基準がありまして、それが達成した軽自動車に対しては、その率で課税されるということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

それでは、15条の5についてですけれども、余り聞きなれた感じがしないのでちょっと伺いたいんですけれども、町が徴収取り扱い費として県に交付する、こういう表記って、私もこういうのをしっかり読んでいなかったのかもしれないけれども、徴収事務費用の中身、それを町が県に対して交付をする、この部分をちょっと説明いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答えします。

平成29年4月から課税されます環境性能割の軽自動車税分については、この本則では町が課税することになっております。が、現在、県の自動車取得税というのは県で課税しておりまして、やはり事務的にも今県のほうが全てわかっておりますので、自動車と軽自動車につきましては、環境性能割につきましては、この条例の中にもありますが、当分の間、県のほうで賦課徴収をしていただくことになっております。

それで、県で徴収しました軽自動車の環境性能割につきまして、最終的に年度末になるかわかりませんが、町に交付されます。それで、その県で交付した15条の5につきましては、いろいろな事務手数料とか取り扱い費とか県でかかっておりますので、軽自動車税の環境性能割で交付された分の徴収取り扱い交付費なんですけど、これを町として県のほうに支払いするということです。

それで、法規則をちょっと調べましたら、払い込まれた額の100分の5、5%を県に支払うという形で、現在の法律はそのような形になっております。

以上です。

○10番 楠 正次議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。ありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 議長、これ専決14号までそっくりでいいですか。

○五十嵐 司議長 はい。

○16番 星 登志一議員 じゃ、1点目が専決の第4号について、それから、2点目が専決の第8号についてをお伺いいたします。

まず、1点目の専決の4号。ちょっと町の考えをお伺いしたいんですけども、どうも国のほうの税金の取り方というのは、どこかで優遇すれば、どこかに賦課すると。トータルすれば大体プラマイゼロだと。どこかの層が損するようにできていると。そういう流れから見ると、私は最近の自動車税に対して、国のほうは軽だとか、あるいは過疎地に対しての税金がだんだんと重くなってきているんじゃないかと、私はこんなふうに思うんです。

ですから、町のほうの考えとして、今回出したこの議案に対して、私は、昔、そうですね、我々が議員になったちょっと手前かな、平成八、九年のころだと思うんですけども、あのころは南会津郡というのは積雪、要するに雪が積もるんで車の税金は安いよという動きだったんですよ。それが、だんだんとスパイクタイヤが出てきて、それからスタッドレスが出てきて、そういった積雪の不自由さもなくなっただろうということで、一般的な財源と同じように扱われてきたと。ですから、昔は、我々は相当冬のタイヤも買っていたんで、そういった負担もあるんで税金は安かったと。

最近になってくると、我々のこの過疎地においても、1軒で二、三台車を持つようになったと。軽自動車も多くなったと。税金どこから取るかと。エコカーについては減税するけれども、小型車についてはこういったものには課税するよとなると、やっぱり不便なところに住んでいるところに重税がかかっているんじゃないかと思うんです。

私の考えとしては、こういう点において、町長だとかみんなが陳情に行ったときに、今回こういうの出たけれども、我が町ではこういうふうに苦しんでいるんだというような陳情もやるべきじゃないかと思うんですけども、町の現在の考え方についてお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、議員、いろいろご意見としていただきましたけれども、私が聞いているというか、自分として理解している範囲というのは、当時なかなか除雪の対応ができないと、そういう中で雪国の道路の条件が悪いと。ですけれども、その改正に当たっては、道路の除雪体制も大分整ってきたという、そういう判断の中で、税の特別措置みたいなのがなくなると、そういうような説明を聞いたような、自分としては記憶がございます。

ですから、そこら辺の多少のずれはあるかもしれませんが、確かに雪国に住む以上はそうい

う、今年は雪少なかったですけれども、そういうようないろんな過酷な条件があるということも承知はしているところであります。そうした中で、確かに我々のような地域、全国各地あると思いますが、そういうところでは自家用車を持たないとなかなか生活できないと、そのような状況も確かにあります。

そうした中で、そういうことも含めた中で、今それをすぐどうのこうのと言うつもりはありませんが、そういうようなことをお互い情報交換しながら、そこら辺も全体、今度消費税も上げるとか上がらないとか、いろいろこうありますけれども、その辺のも含めた中で、全体の国のほうの、そういう税に対するといいますか、あるいは地方に対するいろんな措置というのか、そういうことをもう一度しっかり我々も調査といいますか、そのようなことをして検討して見る必要があるのではないかなというふうにも思っています。

ですけれども、今、現時点でそれを町単独とかそういうことじゃなくて、全体的に話し合う機会を設けて、どういうふうにしたらいいのかなということは、それは話の俎上に上げてもいいかなと思いますが、今すぐ私としては国のほうにそれをもって要望活動をしたらどうかということとはちょっと考えていないと、そのように自分は今思っています。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 これは、我々のようなこういった積雪地だからこそ上げないと、特に南会津郡において、私は常々思っていますけれども、やっぱり南会津郡の行政とか議会をリードしていくのは、常に南会津町の町長であるとか議長だと思っているんです。そこが旗を振らなければ後がついてこないと思うんですよ。常にやっぱり、南会津町の行政は何をやっているんだろう、議会は何をやっているんだろうということで、ほかの町村から見られているわけですから。

だから、ぜひこの件については町長が、町独自の案を出してでもいいですから、南会津郡には広域行政があるわけですから、率先してこういう方向で陳情していこうじゃないかというような動きをしていただきたいと、こんなふうに思います。

それで、2番目に移ります。

専決の第8号なんですけれども、説明は概算聞きました。この中でページの13ページ、それからページの17ページの2点について、ページ13ページの10の1の1の地方交付税と、ページ17ページの15の2の4の雇用対策事業について、ちょっと2点お伺いしますけれども、1点目の地方交付税、特別交付税がどうも3億7,000万円くらいふえたというご説明でした。これ特別ですから、何かの目的があつてふえた交付税だと思うんですけれども、例えば国のほう

からこういった方針に、最終的には一般財源として使っていいよということでしょうけれども、あらかた方向性としては、こんなふうな目的にこの交付税を使ってくださいというのか、それとも頭からもう何でもいいよと、一般財源として使っていいよというふえ方の交付税なのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

本年度といいますか平成27年度の専決予算でございますので、平成27年度のいわゆる地方交付税、交付税全体で約74億7,000万となっております。

その内訳でございますが、普通交付税が26年度より約1億4,500万ふえて66億4,500万ほどになっております。それから、町長、提案理由の中で申し上げましたように、特別交付税につきましても、平成26年度から比べますと1億6,300万ほどの増加となっております。

この特別交付税、分析いたしますと、主なふえた要因は昨年9月の関東・東北豪雨災害、この災害関係での交付税、特別交付税がふえているものと見込んでございます。

それから、普通交付税につきましては、約1億4,500万ほどふえておりますが、これまでも何度か説明してございますけれども、いわゆる合併市町村に対しまして、当初かなり合併市町村に対しては交付税を減らすという国の考え方がございましたが、いわゆるスケールメリットがなかなか出てこない、逆に合併したことによって、広域化によって、支所であったり消防関係であったり、そういうものがやっぱり経費としてかかっているということから、その分が国として見直しを図ったということから、その分が回復したことによっての交付税の増加というふうに見込んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 大体中身は災害用と、それから毎年ある、だんだんとふえてくる普通交付税のがふえたよと。

ところが、実際今回の補正見ますと、積立金のほうに回している金額が5億あるわけですね。またこれだけ積んで終わっちゃうのか、それともこの5億を28年度ではこういった事業に使いたいんだというような、そういった考えがあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今ご質問のありました積立金でございますが、基本的には公共施設等の整備の基金、それから減債基金ということで、まず、1点目の公共施設等の整備基金につきましては、これまでも

何回かご説明申し上げておりますが、公共施設がかなり老朽化しております、いわゆる大規模改修工事が今後多数見込まれるということがございまして、平成27年度におきまして資産台帳の整備を行いまして、本年度、28年度につきましては、公共施設等の整備総合管理計画を作成いたしまして、計画的な公共施設の整備、いわゆる大規模修繕を図ってまいりたいというふうに考えてございまして、そちらのほうにこの基金を充当したいという考え方が1つ。

それから、減債基金、これまでだと基金として積み立てはしておりませんでした、特に27、28と、庁舎建設ということから合併特例債等々いわゆる起債がかなりふえるということから、今後償還等々が多く見込まれるということから、そのための減債基金に積み立てるということで計画しております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 今、私、5億円という金額を大きい声で言いましたけれども、せっかく今、例の総合政策課が四、五年前から始めてきた、各行政区単位に一律20万円を支給するから自由に使っているいろんな発想を出しなさいという事業をやっていますよね。これも3年、4年と続いてくると、これは地域によって格差がありますけれども、もっと大きい金額来れば、あるいは三、四年計画のをつくってやればもっといい行政区ができるんじゃないかなと、とても20万くらいじゃできないよというような声も上がっているわけです。

あるいは、何人かの学校の先生に聞くと、いや、星議員そう言うけれども、学校の先生だっ一緒だよと、自由に使えるお金なんてほとんどないですよ。町の予算に縛られた中で実際の、例えば地域との交流をもっと多くしたいと思うけれども、そんなことを学校単位で自由に使えるようなお金、例えば二、三万でもあったらいいのになとか、そういった声が出てくるわけです。

ですから、例えばこれ各行政区に、昔から私言っていますけれども、1世帯に1万円ずつのあたりの、例えば5年間やったとしたって1年間、今6,000件くらいでしょう、世帯数からいったら。だから、そういったところに自由に町民だとか、あるいは学校の先生たちが自由に使えるような、枠の広い使い方ができるような、自由な発想ができるような予算に使えないかなと思うんです。5億もまたことし貯金して、多分最終的にはまたふえていくんでしょから。

その辺、町長の考えはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今までもそういうことで、集落応援交付金事業の中でそれぞれの地域の状況といいますか、

聞かせてもらって、そういう中での対応を考えてきたところでありまして、それが4年、5年となってきたときに、もっといろんな事業をやりたいというようなことで、特別事業枠ということも皆さん方に提示して、そしてそれらを活用を今願っているところではありますが、その中では、確かに数は少ないかもしれませんが、そういうことで町としては対応してきているところでもあります。

確かに事業をやるにはお金が必要だと思いますが、そういう中でしっかり地域の事情、その辺の状況もしっかり踏まえた中で、やはりお金は支出していくべきだと。

その自由のお金と言いますが、ある程度これは、自由の分というのは自由枠の限定した中でやらないとどこまでも無秩序になると、私はそのように考えておりますので、いずれにしましても、そのような元気のあるところの意見はしっかりどのようなことなのかということ、そしてどういうふうに対応しなきゃならないかということ踏まえた中で、私は財政の出動を考えていきたいと、そのように思います。

ですから、決して一時的な交付税の増減であったり、あるいは町の財源の増減が出てくるときも、これはあります。しかし、やはりこれから先を見通した中では、その辺も踏まえた中で、よく言いますが、今後の5年、10年見据えた中でのこともやらなきゃならないし、そして今現在の状況も踏まえた中での対応もしていきたいと、そのようなことでもありますので、ぜひ集落の、地域の皆さんにもしそのようなことがあれば、今の段階でもいろいろ町としては聞く耳も持っている、そのように考えておりますので、そのような対応をしていきたいと考えております。ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 現在のところだと、町民のほうは諦めていると。20万まで出るけれども、それ以上の長いスパンでやることや金額大きくなると、どうせ町からの助成はないんだろうと諦めているのが現状ですから、町としては、もしいい計画であれば、持ってくれば町のほう考えるというようなメッセージをぜひ町のほうから発してほしいと。今はないけれども、そういった大きな計画でもあれば、町は積極的に取り組みますよと。今のところ現実に町民が思っているのは、それ以上超えたらだめなんだと思っておりますから。そうじゃないですよと、その延長線上でもっと大きな金額が必要なような長いスパンの事業があれば、町は考えてくれるような雰囲気ですよというような発信を、ぜひ町のほうからしていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

ページ17の15の2の4の雇用対策の三角の2,362万円の件なんですけれども、これについて、これは事業数が減ったのか、あるいは事業数は一緒だけれども、事業の中身が、対象となるものが減ったのか、それとも計画がずさんで中身が減額されたのか、その辺ちょっと詳しくもう一度お尋ねいたします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

この事業につきましては、当初26事業で実施するという計画で始まったわけですが、全部事業的には実施しております。雇用的にも、当初56名を予定したわけですが、中には中途採用で業者が2人採用したというものもございますが、延べ人数的についても56名が雇用しているということで、事業的には目的どおり実施したという内容でございます。

しかし、2,200万という大きな減額になった主な理由としましては、26事業の中では、先ほど触れましたが、雇用者の、途中までいたんですが、中途退職も26のうち6事業がございました。ですので、その分が人件費として減額になってしまったと。あと、その事業を行っていくための経費を、物件費というものも補助対象で見ているんですが、そういった中途退職と並行しながら物件費も減額になりますものですから、それらをトータルして2,275万4,000円が減額になったということでございまして、主な内容については、人件費の減とそれに伴う物件費が事業としては減ったという内容でございます。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 専決第8号の一般専決37、商工費、13節委託料についてお尋ねしたいと思います。

除雪委託料ということで3カ所書いてあるわけですが、委託料でございますので、これは3業者と考えてよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

ステーションプラザと地場産品、これはまちの駅でございますが、これについては金子建設さんに委託しています。あと、祇園会館については湯田林業さんということで、2業者に委託しております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 2業者、3業者でもいいんですが、3月の定例会におきまして、建設課のほうから補償手当ということで今期配付されるというか、いう話でしたが、そちらのほうの業者には手当を出されたかと思いますが、この2社に対してはどうなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

建設課のほうでの待機補償については、うちのほうでも検討した経過がございます。

うちのほうは、駐車場だということであったものですから、生活路線のように毎日町民が利用して、路線でないという判断に立ちまして、あと業者さんともお話しした中で、待機補償は今回町では見ないということでご理解もいただきましたものですから、引き続きそういった形、今後、来年も続くようであれば検討はしていこうということで業者さんとの調整は済んでおります。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 駐車場という言い方されましたが、当然、駐車場ということで、今回は路線を優先させたという話でございますが、私が受けていけば、路線であろうと駐車場であろうと、お金の出るところは役場だという認識をしております。課からいただいているという認識ではなくて、役場からいただいているというような認識の中でのいるかと思われまして、こういった業者、駐車場だからいいだろうという言い方ではないかと思われまして。

また、日常的という言い方をされておりますが、確かに第一優先、路線は大変住民にとって大切なものがございますから、その点はいいいんですが、例えば路線を100とすれば、こういった駐車場であれば50とか40でもいいから、そういった補償料というのを気持ちだけでも、これだけ補正で減額という形があれば、この範囲の中で気持ちという部分はあったのではないかとと思われまして、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

除雪、雪が少なく、いわゆる除雪業者さんに対する待機補償ということで、27年度、さまざまな検討して、完成形ではなくて、本年度はこの形でやりましょうという形で対応させていただいたところございまして、あわせてそういう施設の附帯関連の除雪経費も町では予算化していることもまた事実でございます。

ただ、主に待機補償料の考え方として、いわゆる全体の町が委託している業者さんの主な収

入源といたしますか、そういった意味で依存度、業者さんの事業としての依存度合いをまず優先に27年度は対応させていただいたということで、まずご理解をいただきたいというふうに思っております。

駐車場という商工観光課長の表現はありましたが、施設の附帯施設については、それぞれ今までの歴史的な経過で、近い業者さんといいますか、そういった意味でいわゆるお願いをしてきたこともございますので、それについては27年度は対応できなかったということに結果的になっておりますので、今後さまざまな異常気象に対応できるような町としての総合的な考え方を28年度中に計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 副町長おっしゃるとおりかもしれません、こういった路線は第一、駐車場という言い方をされておりますが、駐車場であっても、この委託業者は連絡が来て、それぞれ持っているかもしれませんが、3時半、4時というぐあいには、皆さんが出勤する前に多分除雪されているかと思われま。という中で、やはり町もしっかりとした、今後という言い方をされております、28年度という言い方をされておりますので、ぜひこの業者に対しましても、28年度はこういった町の考えがあるのでということをお伝えして、よく計画をしていただいて、私たちに報告いただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 貝田議員の考え方については理解をいたしました。

先ほど申し上げましたとおり、主に道路の委託については24時間フル、その路線をお願いしている場合でございますので、そういった答えを出したということで、こういう公共施設の附帯施設については、それぞれに請け負っている業者さんがそれぞれ何カ所も、駐車場単体だけでは短時間で終わるものですから、いわゆる何カ所も委託を受けていて、その1カ所としてそれぞれの公共施設の一部を除雪時間の中で対応しているということで、時間の設定のあり方、あるいはそのほかのさまざまな複雑に検討する場面が必要なもので、27年度中には答えを出せなかったということでございますので、今ご意見いただいたとおり、28年度中にそういった考え方の整理をしたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○1番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第5、議案第55号 専決処分について、専決第15号 裁判上の和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第55号 専決処分についてをご説明申し上げます。

専決第15号 裁判上の和解についてであります。本件は、先ほど開催されました議員懇談会において詳細をご説明申し上げましたとおり、平成24年12月4日に発生した町発注工事における労災死亡事故に係る損害賠償請求事件について、平成28年4月6日に裁判上の和解が成立したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第6、議案第56号 工事請負契約について（平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第56号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年災町道東106号線道路災害復旧工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、積みブロック工、舗装工一式でありまして、町内土木業者7社を指名し、5月10日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億6,308万円で南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工期は平成29年3月31日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 箇所について、町道東106号ということですから、旧南郷寄りのほう

の崩れた箇所工事なのか、それとも少し駒止湿原のほうの旧田島側のほうにも入った線形なのか、その位置的な説明を聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 答えいたします。

今回の工事箇所につきましては、針生地区を通過しまして一番最初の橋がありますが、一の橋といいますが、そこから1,089メートル、1キロ以上の箇所についての工事となっております。

○五十嵐 司議長 よろしいですか。

○4番 渡部訓正議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ございませんか。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 担当産建なんですけれども、聞いてはありましたけれども、これ、工期3月31ということなんですけれども、これ、かなり大きな工事なんです。

今後、この後次々と下からやっていくという話も一応説明受けていますけれども、この見込みというか、この臨時議会でもこうやって予算でしっかり具体的になりましたので、今後これを何段階で分けていくという詳しい部分、もうちょっとこの場で予告というか、今後最終的には来年の3月、春に電化して観光客が来るとかというのがありながら、資源である1つが今ないわけですから、ないというか、今そこにたどり着けないわけですから、その辺ちょっと明確にはできないかもしれませんが、どんな予定なのかをまず聞きたいんですけれども。今後の見通しです。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 まず、今回の工事箇所につきましては、29年3月31日ということで今回工期は設定しております。工事の進捗状況によりましては繰り越しもやむを得ないというふうに考えておりますので、必要な工期の変更はしたいと思っております。

そのほか、東106号線につきましては、全体でいいますと7カ所、工事の予定箇所があります。7カ所ありまして、そのうち、今回の案件は1,089メートルでございますが、全体の延長でいいますと1,920メートルほどの延長を被災しております。南郷地域につきましては25メートルほど計画しておりまして、28年度、今年度にはもう1カ所、一の橋の橋梁災害復旧工事の発注、それから東側の25メートルの積みブロックの工事の発注もしたいと考えております。

そして、29年度になりますと、約4カ所の工事になりますが、延長でいいますと800メー

ルほど、700から800メートルほどの工事が残っております。

ということになりますと、29年度に発注もそれだけ残っておりまして、繰り越しもしていかないと、工事の消化というか完成というのは見込めないというような予想が立ちますので、29年、30年、もしかすれば事故繰越の31年度まで引っ張るとすることも今現在想定して、計画的に発注してまいりたいと考えております。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 僕も前の質問では5年とか言いましたけれども、今回この具体的なメーターの工事が入ってきますので、僕の予想よりははるかに何かとんとんといけば3年というような形、30年、もうちょっとという話でしたけれども、そういう意味ではすごくうれしい部分ではありますが、ぜひ全力を挙げて取り組んでほしいなと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 いよいよ本格的に復旧工事始まるわけなんですけれども、少し、これは私の危惧で終わればいいんですけれども、どうも16年間議会生活をやってきて、どうもにおうところがあると。これは多分こういうことが発生するんじゃないかなと。というのは、合併当時も、あの当時でも例えばスキー場の、会計検査員が印鑑忘れて本議会に出したとか、あるいはその後、例えば水道工事の入れかえに関しても、証拠はないけれども何か掘った土をそのまま埋めているみたいだとか、いろんいうわさが出て、それはあくまでも、スキー場の件はうわさじゃなく現実であったんですけれども、あのときは、これじゃしようがないだろう、今回はということで、議会が引いたような感じですけども。

今回私が危惧しているのは、これだけ災害工事が出てくると、先ほどの裁判沙汰になりましたけれども、あれは町の責任じゃないですけども、町のほうの検査体制がついていけるのかということなんです。職員がこれだけ減っています。それから、最近の人事異動を見ると、2年か3年ごとに職員が変わっていると。検査をするということは、技術というのは常に進歩していますから相当勉強しないと、検査する側、町の職員が私、育たないんじゃないかと思うんです。

ましてや、業者のほうにおいては人件費が高いからそんなに人を雇えないよと。雇えないと何やるかという、結果的にですよ、これは故意かあれかはわからない。結果的に過去には人手が少なくてやっちゃったんだというような手抜き工事も出てくると。

そういうことからいうと、現状でこれから何件この災害復旧が出てくるかもしれないですけども、その間に2回か3回は中間検査が必要になってくるはずじゃないですか。じゃ、なってきたときに、町として本当に責任を持って十分に職員を、検査できる職員ですよ、書類見るだけの職員じゃなくて、その工事の過程を聞いて納得して検査員が判こを押せるような職員を何人くらい育成しているか。そういったことが私は危惧される。結果的にあそこで手抜き工事やっていたよというようなことのないような管理ができるのかどうか、その辺を町にお伺いしたいと思うんです。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それでは、お答えいたします。

建設課の職員でいいますと、今、現場担当しておるものが3人おります。

検査につきましては、完了検査、竣工検査につきましては、係長が対応ということになっております。

工事の段階ごとの、施工検査といいますが、そういうものにつきましては、現在、担当者でいいますと1名は3年程度、そのほかの2名は10年以上のベテランでありまして、今までも各段階ごと、床掘りでありますとか、いろいろ段階ごとの検査ありますが、それについては問題なく検査しているというふうに、私も最後の竣工報告とか書類見ておりまして、十分大丈夫な体制であるというふうに今のところは考えております。

今後、工事、今の段階では交付金事業等、災害復旧事業等いろいろありますが、災害復旧事業にシフトするというところで、重点的に発注ということで、発注件数と事業量の調整も行っておりますので、今現在はこの体制で安全面についても注意しながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 私はこれは危惧して言っているわけですから。それは、行政のほうでこういったふうに教育しているし、もし足りないとすれば、今、教育何人くらいしていますとかね。これ、半端じゃないですよ、この仕事量というのは。私は今までかつて長いこと議員生活やっていますけれども、こんなに工事がいっぱい集中していることは今までかつてなかったはずです。過去にどのくらいの人數でやっていたかは知りませんが、私も専門的な知識はないですけども、ただ私の議員生活の経験からいうと、大体火種というところは、こういうところから上がってくるんですよ、不祥事というのは。これは運転の事故だってそうですよ。俺一人くらいという、そういった蔓延した雰囲気、ぼんぼんと交通事故が上がってく

る蔓延になるんです。どこかぴしっときちっとやらないから、こういうふうに出てくるんです。

だから、今回のこの事業に関しても、結果的にあそこでこんなうわさが出たということがないように、ひとつ行政としてはそういったことも想定しながら事業の運行に進めていってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員の懸念が現実にならないように十分、十二分に注意しながら、徹底してやっていきたいと考えております。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第7、議案第57号 工事請負契約について（平成27年災町道川島・藤生線道路災害復旧工事）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第57号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年1月18日付で株式会社泉建設と請負契約をした平成27年災町道川島・藤生線道路災害復旧工事について、工事内容の変更に伴い、変更後の工事請負契約金額が南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づく5,000万円以上となることから、議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は補強土壁工一式でありまして、変更後の請負金額は5,196万5,280円であります。

なお、工期は平成28年9月30日までを予定しております。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 まことに恥ずかしい話なんだけれども、町道川島線とは、あの121号線の向かいの山道線ですか。そこらわからないですが、ちょっと。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 川島・藤生線ですが、藤生の下富貴沢橋という橋がありますが、そこから川島までの町道です。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 町道、町道。どこでいうか、ちょっとわからないんだけれども、教えてもらえる。

〔発言する者あり〕

○13番 星 光久議員 あの堤防か。

〔「堤防を越えていくと」と言う者あり〕

○13番 星 光久議員 大体わかった。いいです。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 町道の今の話なんです、これは、この工事とは直接関係ないかもわかりませんが、ちょっとお伺いしておきたいという点あるんですが、これは、ずっと川島分の、大川までは道路行っているんですね。

それで、そこからかつては小塩に真っすぐ抜ける橋があったけれども、それが台風で流さ

れて、その後どこか、今の磐根橋というのか、あっちのほうに新しい橋がかかっちゃったものだから、その後その流出した橋というのは再建がされないで今日に至っているわけ。

それで、本当はその先に町道の分があるわけだけれども、それが今度は耕地整理かなんかをやったために、その先の道路の型、あれがないですよ、型が。小塩分、それは田んぼになっている分は、川島の住所をしょっているんだけど、その分に町道に付随する道路が今ないんです、こっちの川島のほうから眺めても。

それで、あれは、そっちずっと抜けて行って今崩れたほうへずっと道路行っているわけなんだ、町道というやつは。それで、川島の一部の人も、ぜひ昔あったようにそこに橋かけてもらいたいという率直な意見も実はあるわけ。

だから、ぜひその辺どうなっているのか、この機会ですから、建設課のほうでもちょっと研究していただきたいなど、こう思いますので、つけ加えて一つ。回答はいいです。そういうような状況があるということについては、ぜひ認識をしていただきたいなど、こう思います。

〔「議長、質疑だから。回答もない、質疑なんだから、ふざけて言うなよ」と言う者あり〕

○17番 室井嘉吉議員 そうしたら、どういうことか、だからその辺の認識を教えてください。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 今、議員おただしの点につきましては、川島から真っすぐかつて橋があって道路があったという話は、以前私も聞いたことがあります。

実際どの場所にどういうものがあったかということまでは、申しわけありません、今ちょっと把握できませんので、持ち帰って課内で検討させていただきたいと思いますので、ご理解願います。

○17番 室井嘉吉議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉議の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 以上をもちまして平成28年第2回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 湯 田 賢 太 朗

署名議員 星 登 志 一